

監 査 報 告 書

令和8年6月16日

学校法人和洋学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 和洋学園

監事 荒 木 亨

監事 市 川 康

私たち監事は、私立学校法第56条第1項及び学校法人和洋学園寄附行為第28条第1項第2号の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について次のとおり報告します。

なお、令和7年8月31日に辞任した前任監事小澤俊康氏及び同高橋透氏より令和7年9月1日に荒木亨及び越智悟が監事に就任し職務を引継ぎました。また、越智悟氏が令和8年3月31日に辞任し、令和8年4月1日に市川康が監事に就任し、職務を引継ぎました。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、学校法人の業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条の各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム整備の基本方針）について、理事等からその内容及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項（私立学校法施行規則第37条第3号）により整備している旨の通知を受け、必要に応じ説

明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示していると認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システム整備の基本方針に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部システム整備の記載内容及び理事の職務の執行について、特段指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及び附属明細書並びに財産目録の監査結果

- ① 会計監査人公認会計士只木桃子事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 会計監査人公認会計士只木桃子事務所より、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項を整備している旨の通知を受けており、監査業務の品質が保たれていることを確認しました。

以 上